

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について

1 計画改定の経緯

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」は県の少子化対策全般に関する中期的な計画であり、また、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画でもあります。

平成 26 年度に策定した現行プランが令和元年度をもって終期を迎えることから、今年度新たな計画を策定します。【計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間】

子どもスマイルプランは、同じく今年度に策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」「三重県社会的養育推進計画」と関連するもので、それぞれの計画の内容を含んだ計画となります。

2 現行プランの全体像 資料 1 - 2

めざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」のもと、2つの総合目標を掲げ、その実現に向けてライフステージごとに切れ目のない取組を進めています。また、計画期間内で効果が期待でき、必要性和優先度が高い取組を「重点的な取組」として別途数値目標を定め、進行管理をしています。

総合目標① 合計特殊出生率 → 希望出生率 1.8 台

総合目標② 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（毎年度の県民意識調査の結果）→ 67.0%

4 少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等 資料 1 - 3

5 県におけるこれまでの主な取組と課題 資料 1 - 4

6 次期プラン策定に向けた今後の予定

令和元年 10月 三重県少子化対策推進県民会議・計画推進部会

三重県少子化対策推進県民会議

12月 県議会 常任委員会（中間案の説明）

パブリックコメントの実施（～令和 2 年 1 月）

令和 2 年 2月 三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会（最終案の審議）

3月 県議会 常任委員会（最終案の説明）

次期プランの策定

＜参考＞ 主な社会情勢の変化、残された課題 ○社会情勢 □課題

①人口減少（少子化）

- 合計特殊出生率の低迷、出生数の減少（15～49歳女性人口の減少）
- 平均初婚年齢の高止まり、未婚率の上昇
- 非正規雇用、低所得者の未婚率の高さ

②雇用環境（労働力不足、女性活躍、働き方改革）

- 働き方改革関連法の施行（H31.4月）。残業時間の上限規制、年5日間の年次有給休暇取得の義務化など。
- 女性活躍・ハラスメント規制法（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などを一括改正）の成立（R1.5月）。パワハラ、セクハラ、マタハラを「行ってはならない」と明記。パワハラ防止措置義務を規定。
- 女性活躍推進法の完全施行（H28.4月）。改正法が公布（R1.6月）。従業員101人以上の事業所において一般事業主行動計画の策定義務（公布後3年以内に施行）など。

○高い有効求人倍率（売り手市場）

- 若い世代（20・30歳代）の所得分布における低所得層へのシフト【全国】
- 就職氷河期世代の問題（非正規雇用、引きこもり）
- 男性の育児休業取得率の低迷（【全国（平成30年度）】男6.16%、女82.2%）
- 家事・育児時間の男女差（【三重県（平成28年）】男53分、女398分）

③地域コミュニティの弱体化

- 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」の減少（みえ県民意識調査）
- 「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合」の減少（みえの子ども白書）
- 子ども食堂の増加（【全国（令和元年5月）】3,700カ所（昨年比1.6倍）NPO法人調べ）…もともとは貧困家庭向けに始まったが、子どもを中心にした地域づくりになってきている。

④子どもの貧困

- 生活困窮者自立支援法の施行（H27.4月）
- 改正子どもの貧困対策推進法の公布（R1.6月、1年以内に施行）。市区町村に対し計画策定の努力義務。
- 高い子どもの貧困率（子どもの相対的貧困率【全国（平成27年度）13.9%】）
- 【再掲】子ども食堂の増加（【全国（令和元年5月）】3,700カ所（前年比1.6倍）NPO法人調べ）

⑤児童虐待

- 改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立（R1.6月。一部を除きR2.4月施行）。平成30年度の悲惨な事件が続いたことを受けた法改正。「介入」と「支援」の分離、体罰禁止など。
- 児童虐待相談対応件数の増加（【三重県（平成30年度）】2,074件（前年度比24.2%増））

⑥子どもの安全確保（防災、事件・事故）

- 不審者による通学中の小学生等が襲われる事件の発生。登下校時の安全確保への関心が高まる。
- 園外活動中の保育園児が車にはねられる事故が発生。子どもの園外活動時の危険個所の調査が全国で行われる。
- 改正青少年インターネット環境整備法の施行（H31.2月）。携帯電話、スマートフォン等の提供事業者に、青少年が契約者となるときはフィルタリングの必要性等について説明することを義務付け。

⑦多様化、ダイバーシティ、SDGs、グローバル化

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、ため、2030年を年限とする17の国際目標（SDGs）が国連サミットで採択（H27.9月）。
- 改正出入国管理法が施行（H31.4月）。外国人労働者の受け入れを拡大し、今後5年間で最大34万人余りの外国人を受け入れる見込み。

⑧Society5.0への対応

- AIやIoT、ロボティクスなどの革新的な技術の開発により、あらゆる分野でこれまでとは全く異なる社会を実現しようとしている。地域や個人が直面する課題解決に資する可能性があるほか、行政の業務の仕方の変更も考えられる。

⑨その他

- 医療法の一部改正により、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定（H31.4月施行）
- 医療技術の進歩。新型出生前診断について、今後厚労省があり方を検討。医療的ケア児の増加。

⑩県の取組

- 子ども基金を創設（H30.4月）。財源確保の多様化、拡充が課題。

現「みえ子どもスマイルプラン」の全体像

資料1-2

計画期間：平成27年度～令和元年度

めざすべき社会像 ～結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

総合目標【おおむね10年後】

…合計特殊出生率(希望出生率1.8台)、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」(67.0%)

計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえでの前提や約束事

子どもの最善の利益を尊重する

「家族」形成は当事者の判断が最優先される

人や企業、地域社会の意識を変える

「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する

子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

ライフステージ毎の取組方向

子ども・思春期

- ①ライフプラン教育の推進
- ②子どもの貧困対策
- ③児童虐待の防止
- ④社会的養護の推進
- ⑤子どもの育ちを支える取組の推進
- ⑥不登校やいじめ等への対応
- ⑦健全育成の推進

若者／結婚

- ①若者の雇用対策
- ②出逢いの支援
- ③困難を有する子ども・若者への支援
- ④自殺対策

妊娠・出産

- ①不妊に悩む家族への支援
- ②切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- ③周産期医療体制の充実

子育て

- ①幼児教育・保育、地域子育ての推進
- ②男性の育児参画の推進
- ③小児医療の充実
- ④在宅での療育・療養支援
- ⑤ひとり親家庭等の自立促進
- ⑥障がい児施策の充実

働き方

- ①子育て期女性の就業に関する支援
- ②長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③マタニティ・ハラシメント、パタニティ・ハラシメントのない職場づくり

意識の高まり、環境整備等

- ①県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進
- ②安全・安心のまちづくり等環境整備
- ③安全で安心な情報環境の整備
- ④外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

重点的な取組

今後5年間で効果が期待でき、必要性和優先度が高い取組。
数値目標を設定し、進捗管理を行う。

ライフプラン教育の推進

子どもの貧困対策

児童虐待の防止

社会的養護の推進

若者の雇用対策

出逢いの支援

周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

不妊に悩む家族支援

保育・放課後対策など子育て家庭の支援

発達支援が必要な子どもへの対応

男性の育児参画推進

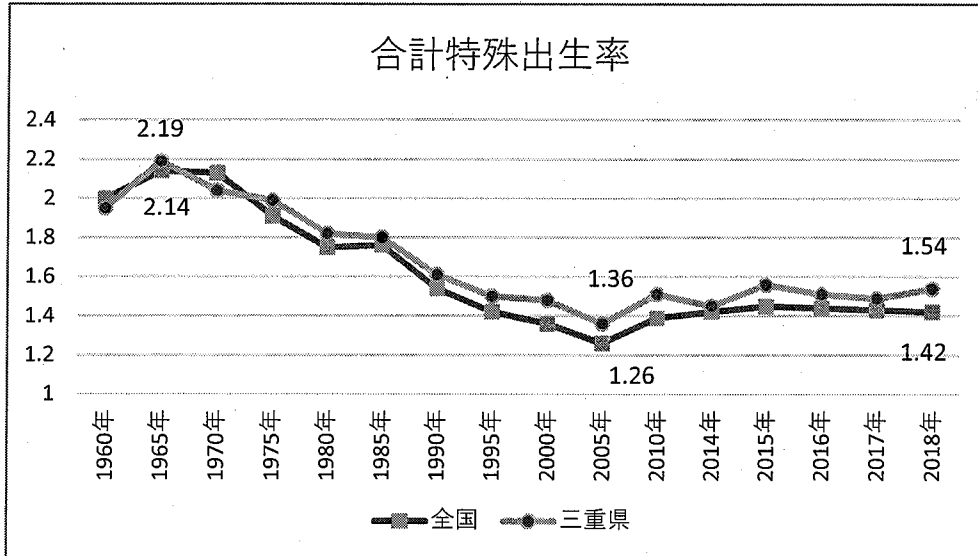
子育て期女性の就業支援

企業による仕事と子育ての両立取組の支援

少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標①である合計特殊出生率は平成 17 年（2005 年）以降、ゆるやかな増加傾向にあります。ここ数年は増加が停滞していましたが、平成 30 年（2018 年）の三重県の合計特殊出生率は 3 年ぶりに増加しました。

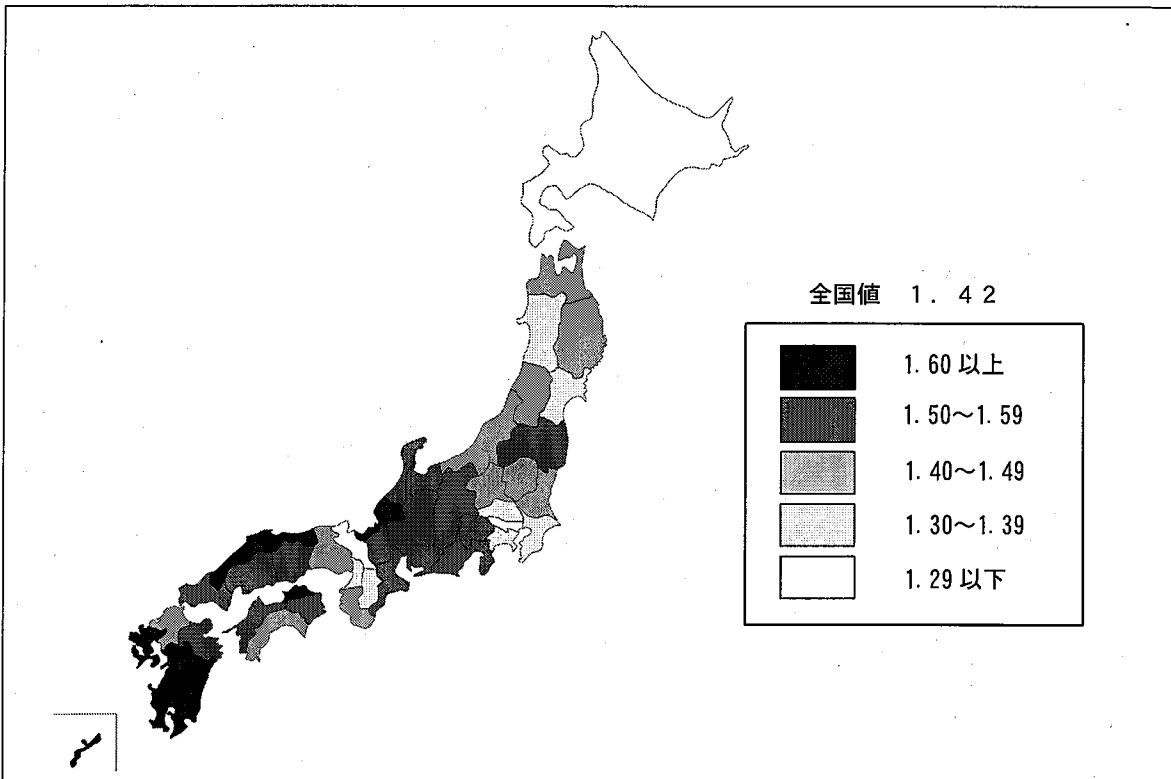
【図 1】



資料：厚生労働省「人口動態調査」 ※2018年は概数

【図 2】

都道府県別の合計特殊出生率（平成 30 年【概数】）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

【図3】

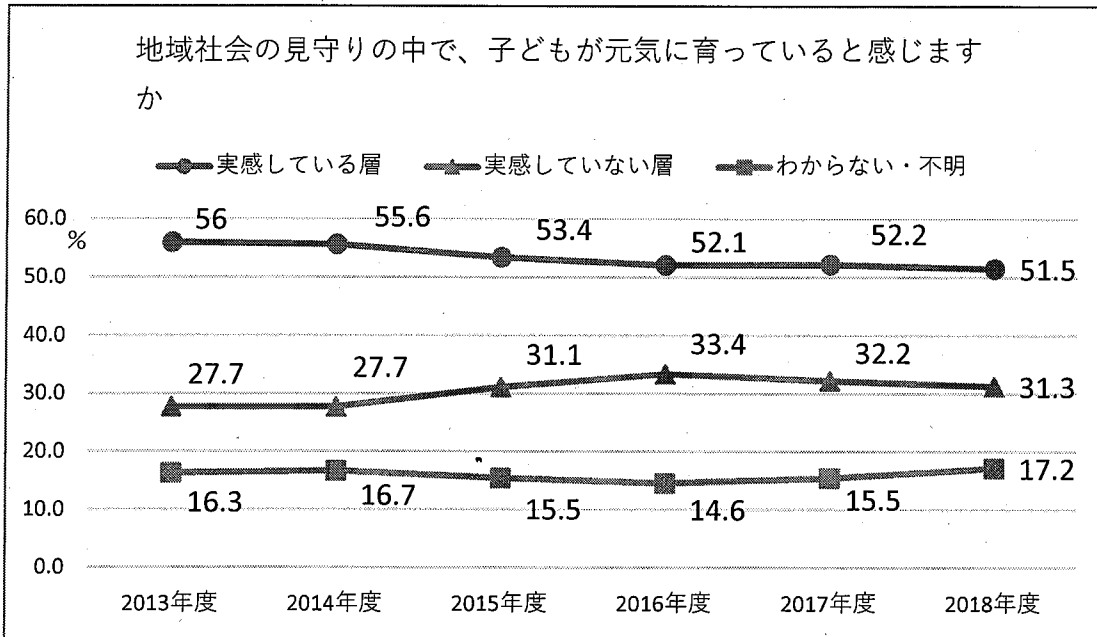
市町別合計特殊出生率

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
三重県	1.49	1.45	1.56	1.51	1.49
津市	1.47	1.39	1.45	1.28	1.38
四日市市	1.54	1.50	1.53	1.50	1.47
伊勢市	1.48	1.45	1.51	1.34	1.34
松阪市	1.53	1.46	1.55	1.52	1.45
桑名市	1.54	1.49	1.52	1.54	1.44
鈴鹿市	1.54	1.56	1.58	1.58	1.48
名張市	1.56	1.45	1.45	1.43	1.47
尾鷲市	1.78	1.58	1.50	1.64	1.63
亀山市	1.58	1.63	1.47	1.50	1.32
鳥羽市	1.55	1.32	1.29	1.64	1.25
熊野市	2.08	1.65	1.72	1.50	2.14
いなべ市	1.42	1.44	1.40	1.44	1.30
志摩市	1.45	1.60	1.36	1.46	1.46
伊賀市	1.39	1.37	1.42	1.43	1.36
木曾岬町	0.90	0.90	0.71	1.16	1.06
東員町	1.28	1.34	1.36	1.33	1.36
菰野町	1.62	1.38	1.57	1.60	1.51
朝日町	2.07	1.45	1.87	1.92	1.90
川越町	1.78	1.97	1.74	1.74	1.95
多気町	1.47	1.44	1.36	1.28	1.47
明和町	1.44	1.71	1.35	1.71	2.02
大台町	1.41	1.18	1.62	1.42	1.80
玉城町	1.42	1.75	1.64	1.41	1.76
度会町	1.33	1.31	1.60	1.60	1.22
大紀町	1.40	1.64	1.34	1.10	0.71
南伊勢町	1.29	1.95	1.56	1.68	1.48
紀北町	1.60	1.68	1.42	1.68	1.47
御浜町	1.84	2.08	1.54	1.67	1.67
紀宝町	2.15	1.61	1.72	1.95	1.55

資料：三重県

スマイルプランの総合目標②である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、減少傾向にあります。

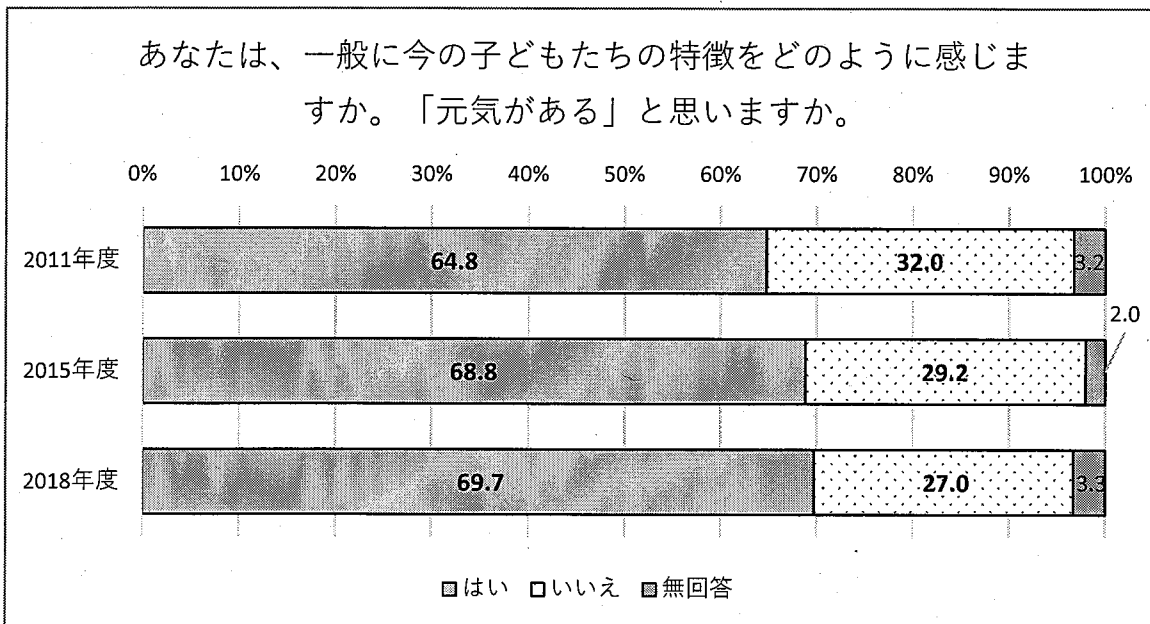
【図4】



資料：三重県「みえ県民意識調査」

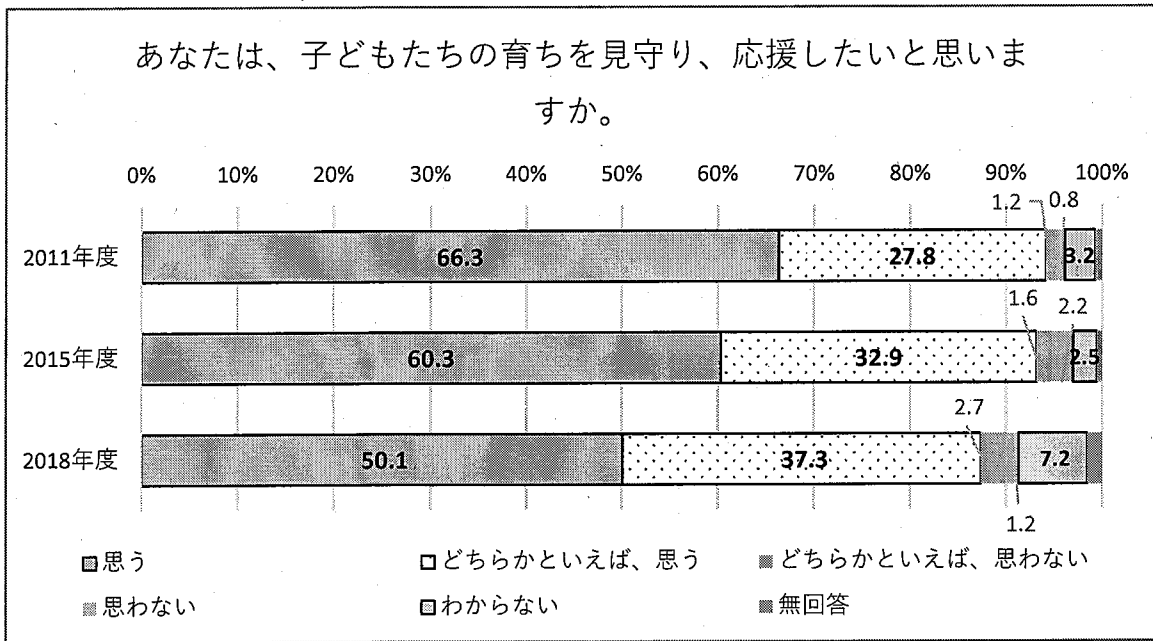
子どもたちについて「元気がある」と思う県民の割合は増加している一方、「子どもたちの育ちを見守り、応援したい」と思う割合は減少していることから、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」の減少傾向に対しては、地域で子どもを育てるといふ機運の醸成が大切だと考えます。

【図5】



資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」

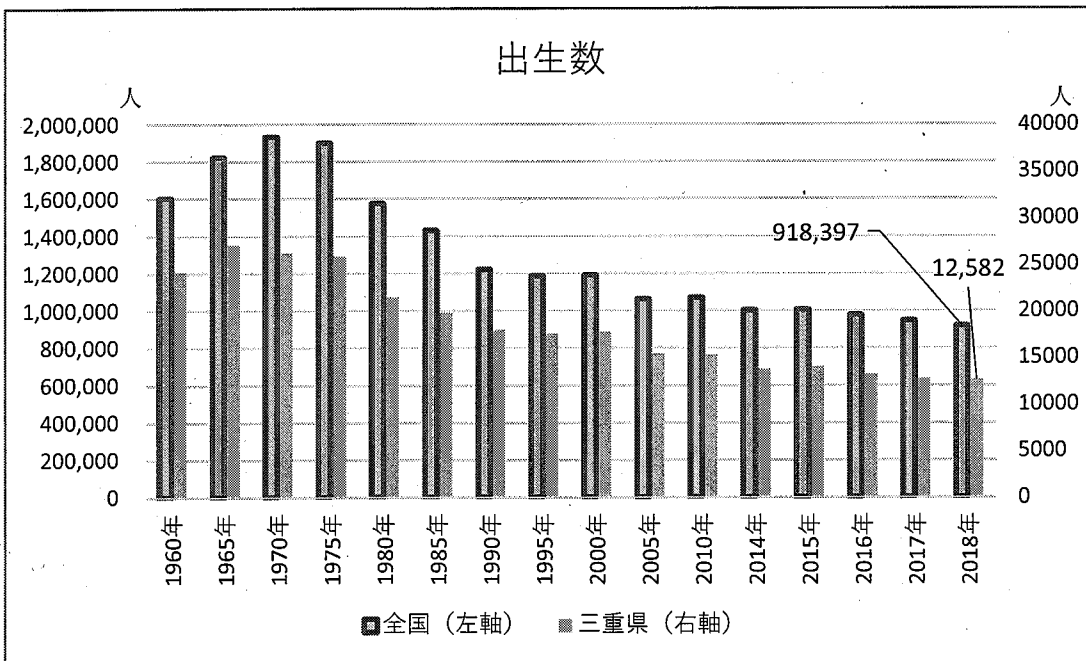
【図6】



資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」

三重県の出生数について、平成30年（2018年）は前年からの減少幅は大幅に抑えられたものの、全国と同様、減少傾向が続いています。なお、出生数については、20～30歳代の女性人口が減少見込みであることから、今後も減少傾向が続くと考えられます。

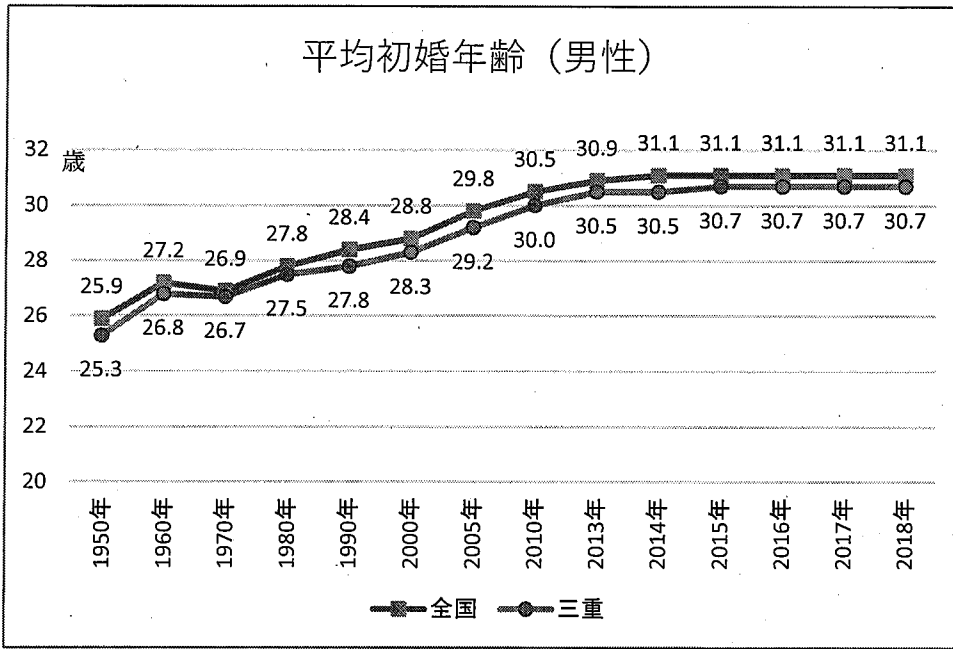
【図7】



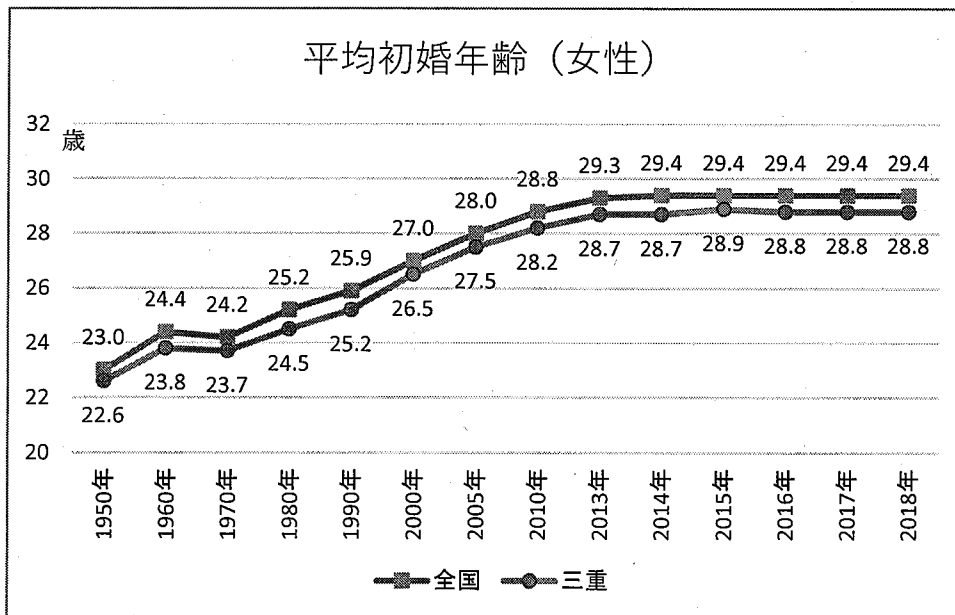
資料：厚生労働省「人口動態調査」 ※2018年は概数

平均初婚年齢は、男女とも増加傾向が続いていましたが、近年は横ばい状態が続いています。平成 29 年度（2017 年度）に三重県が実施した意識調査では、理想の結婚年齢は平均で男性が 29.3 歳、女性が 27.4 歳であり、男女とも 1.4 歳の差があり、理想との間でギャップが生じています。

【図 8】



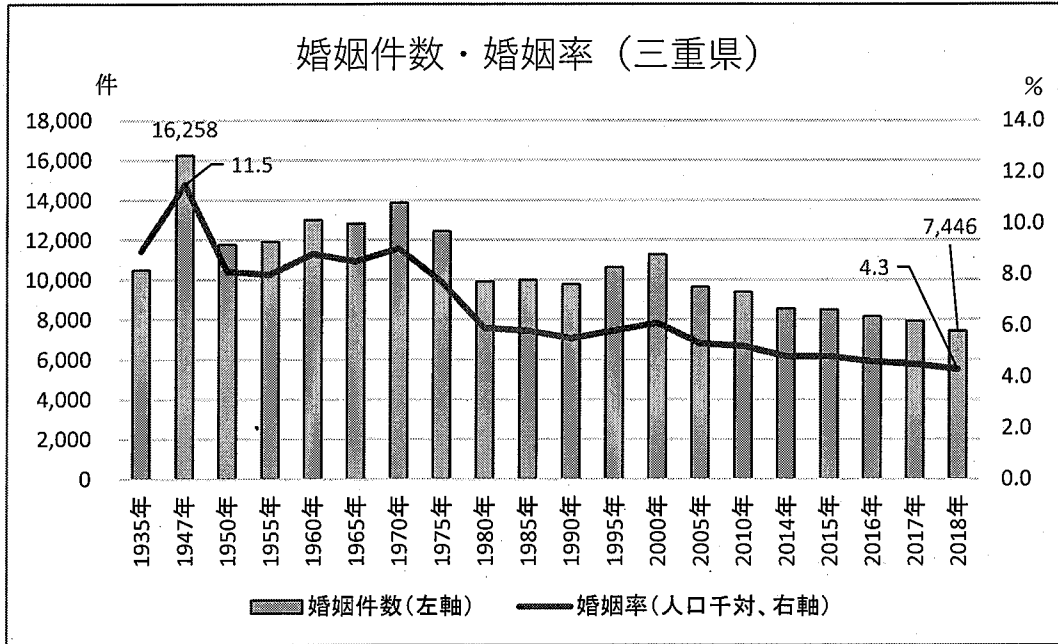
【図 9】



資料：厚生労働省「人口動態調査」 ※2018 年は概数

婚姻件数・率ともに減少傾向にあります。平成30年度（2018年度）の第8回みえ県民意識調査では、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚の18歳から20歳代、30歳代の割合が減少しており、それぞれ80%、70%を下回っています。

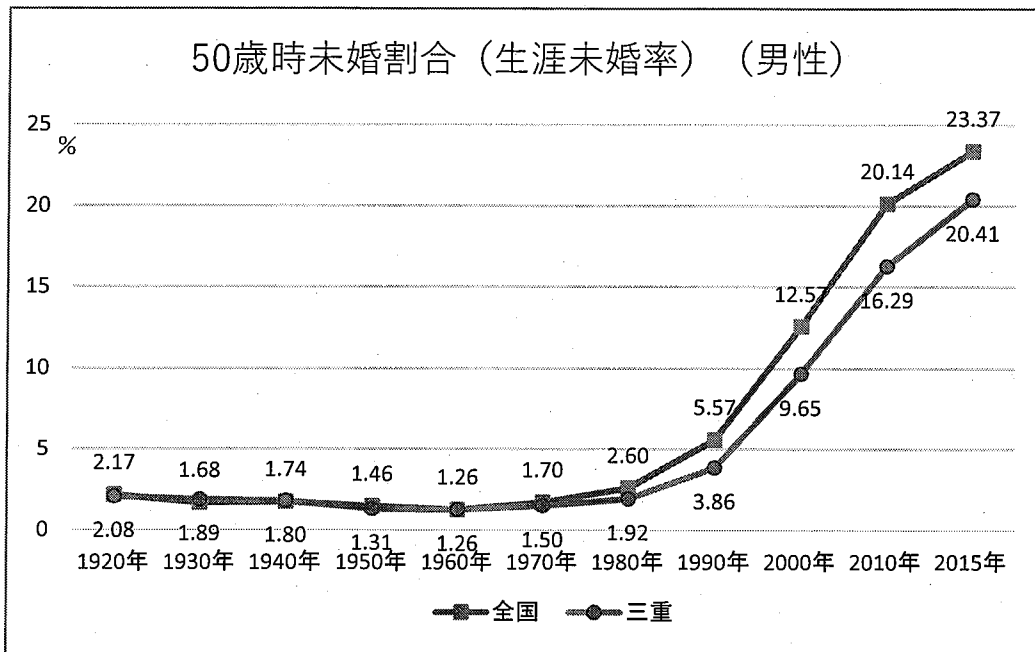
【図10】



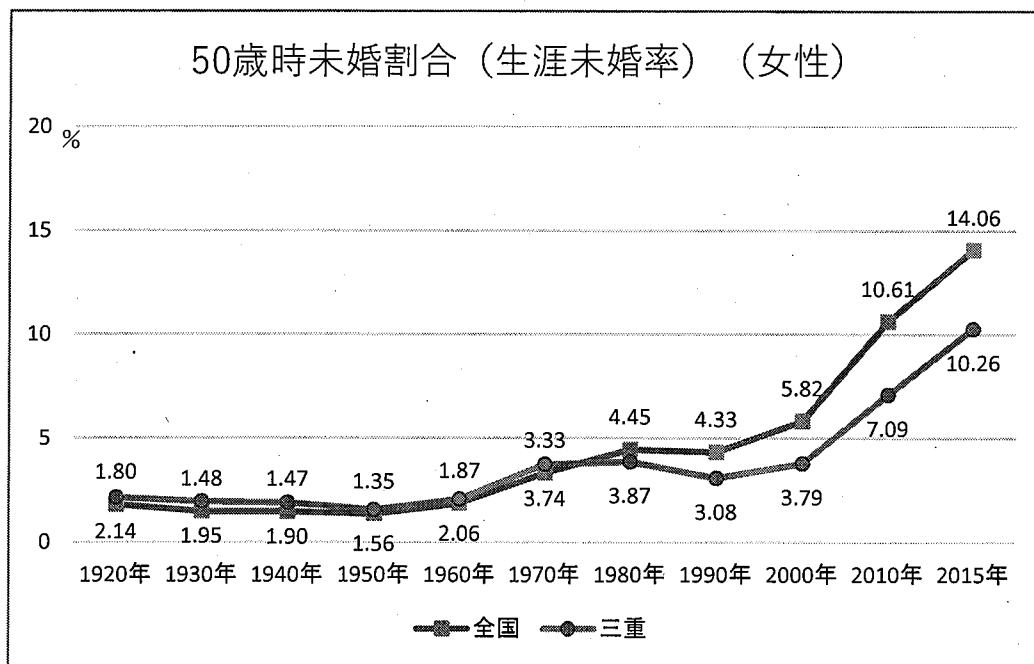
資料：厚生労働省「人口動態調査」 ※2018年は概数

50歳時未婚割合は特に平成2年（1990年）以降大幅に上昇しており、平成27年（2015年）において、三重県の男性で5人に1人、女性で10人に1人が未婚となっています。

【図 11】



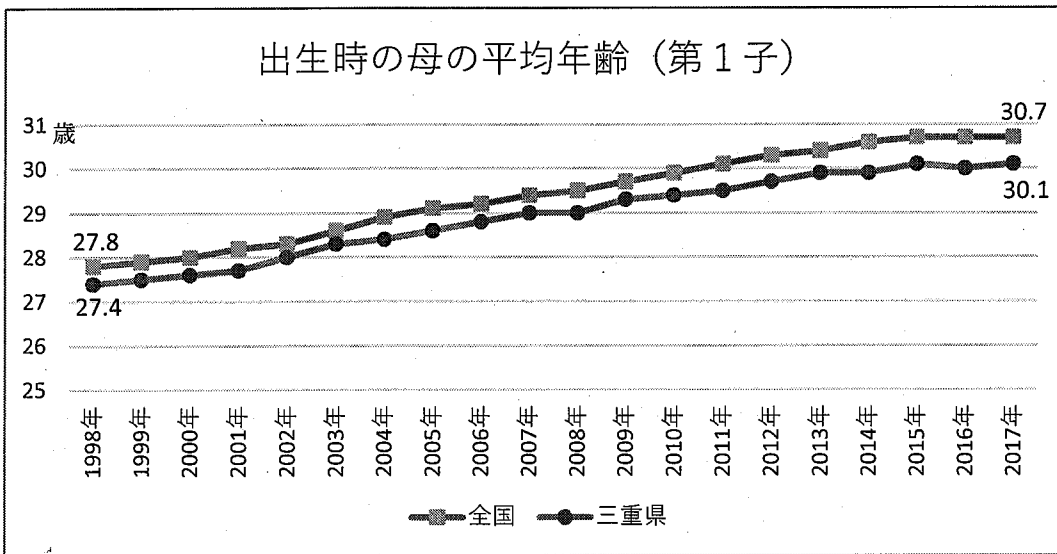
【図 12】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

出生時の母の平均年齢（第1子）は、女性の平均初婚年齢と同様、増加傾向から近年は横ばい状態となっています。

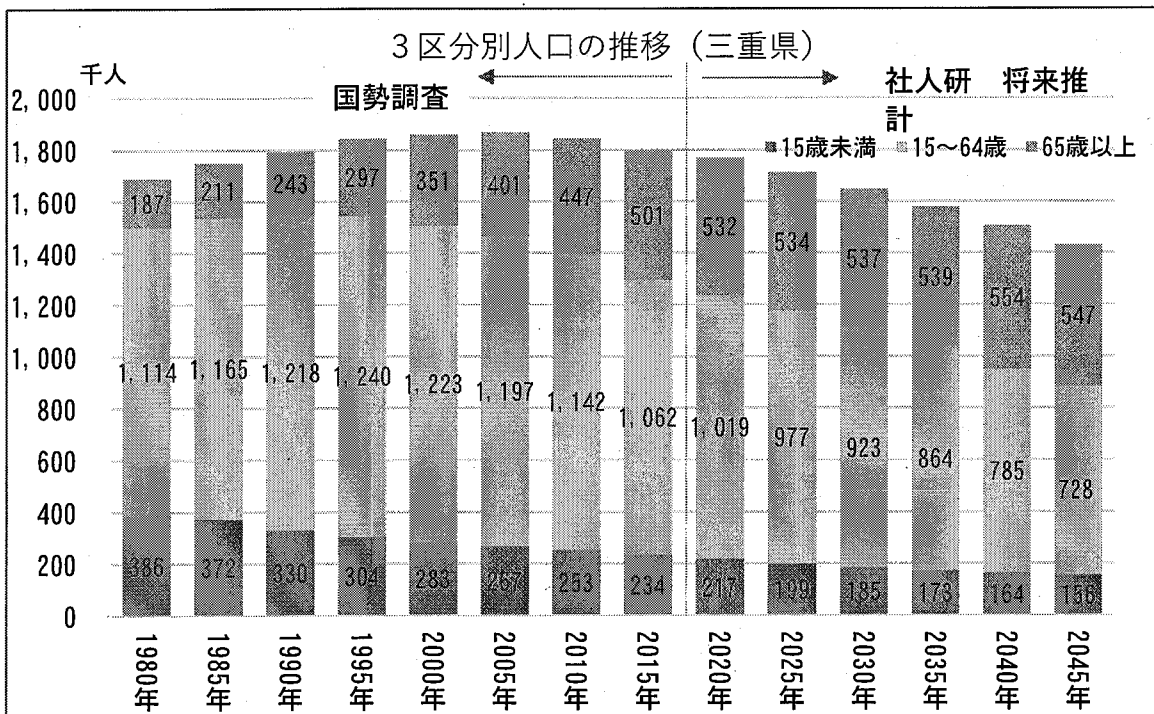
【図 13】



資料：厚生労働省「人口動態調査」

三重県の総人口は平成19年（2007年）をピークに減少に転じ、今後も減少すると見込まれています。また、年齢3区分でみると、15歳未満の年少人口と、15～64歳の生産年齢人口はすでに減少していますが、増加している65歳以上の老年人口も令和22年（2040年）以降減少に転じる見込みとなっています。

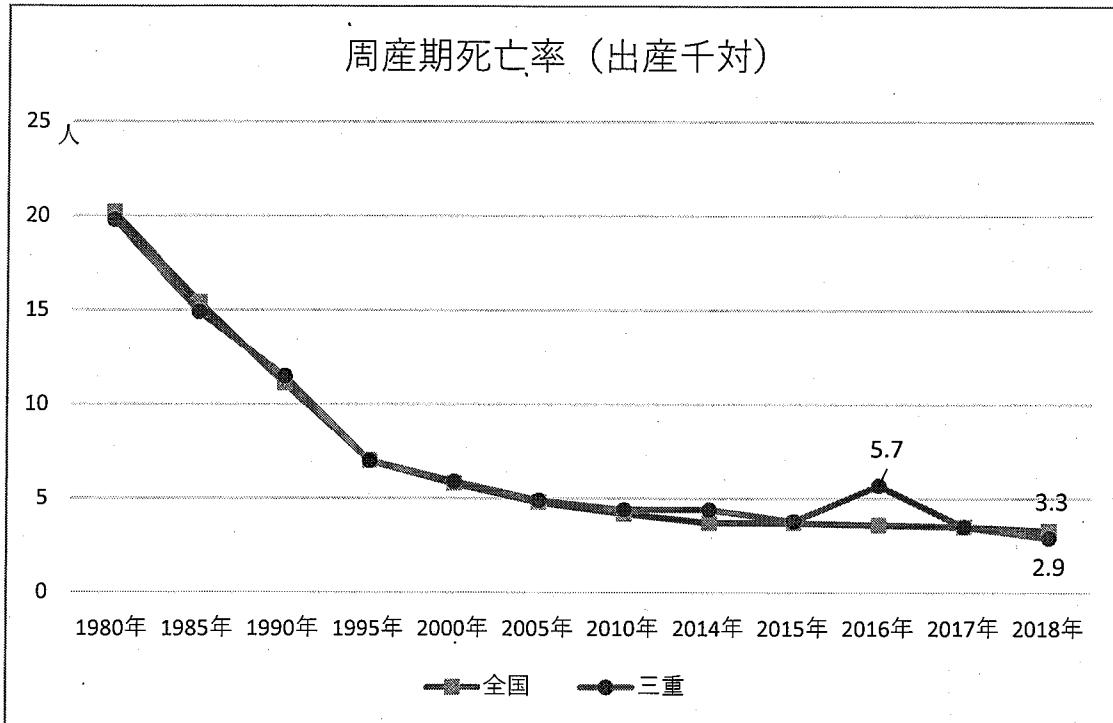
【図 14】



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（都道府県）」

三重県の周産期死亡率は、平成 28 年（2016 年）は前年より増加しましたが（5.7 人は全国ワースト 1 位）、全国同様、減少傾向にあります。

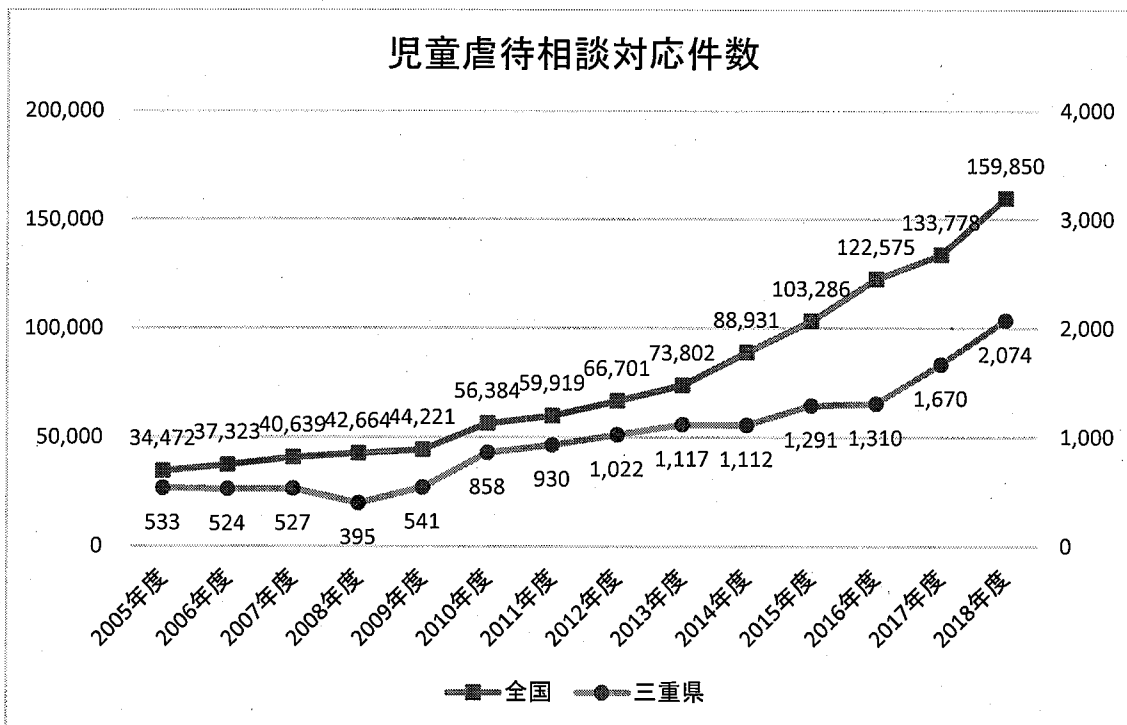
【図 15】



資料：厚生労働省「人口動態調査」 ※2018年は概数

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、三重県、全国ともに増加しています。

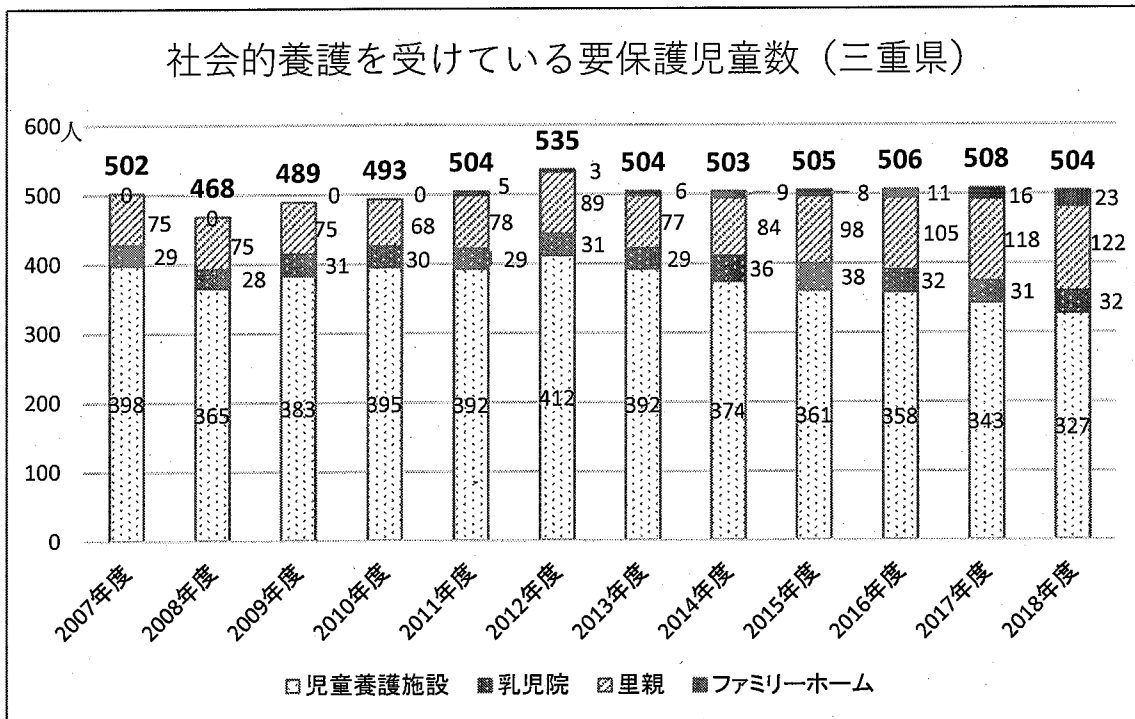
【図 16】



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」 ※「全国」の2018年度は速報値

社会的養護を受けている要保護児童数は、総数では500人以上で横ばいが続いています。内訳をみると、児童養護施設の児童数は減少傾向にあります。里親やファミリーホームの児童数は増加傾向にあります。

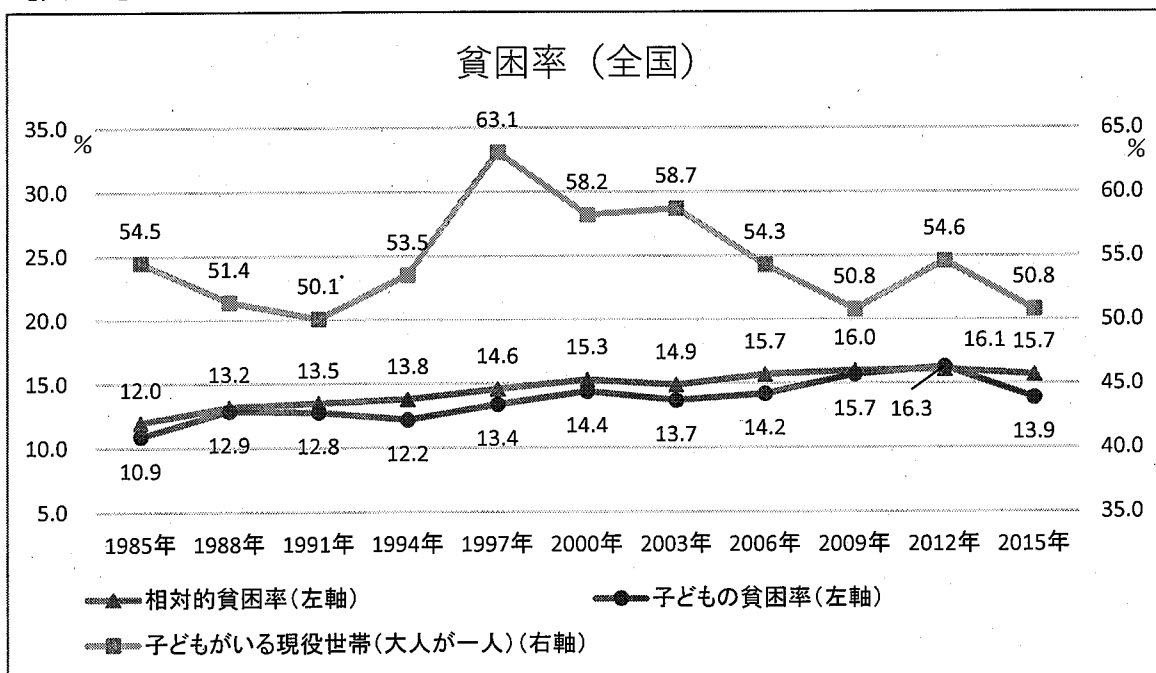
【図 17】



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

子どもの貧困率は、平成 27 年（2015 年）には前年より下がったものの、7～8 人に 1 人の割合で貧困状況となっています。また、ひとり親世帯においては、50%以上が貧困状況となっています。

【図 18】



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

県におけるこれまでの主な取組と課題

県では、第一期スマイルプランのもと、めざすべき社会像の実現に向け、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージに「働き方」も含めて、それぞれのステージ毎に取組を整理するとともに、解決を図る必要性と優先度が高く、集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけて取り組んできました。この5年間のステージ毎の主な取組と課題等は次のとおりです。

(1) 子ども・思春期

結婚・妊娠の希望をかなえるため、子ども・思春期から家庭生活の大切さなどを考え、妊娠などに関する医学的に正しい情報を理解することが重要であり、ライフプラン教育を推進しました。また、生まれ育った家庭環境等に関わらず、すべての子どもが豊かに育つことができるよう、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、社会的養護の推進などに取り組みました。

【ライフプラン教育の推進】

ライフプラン教育については、小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業のほか、高校生、大学生、企業の若手従業員などに対しても、医学的に正しい知識の情報提供に取り組み、ライフプラン教育を実施する市町や県立高等学校は増加しました。しかし、県が実施した調査^{*1}によると、「不妊の原因の半数は男性にもある」ことがまだ広く知られていないなど、医学的に正しい知識の普及には課題があります。

【子どもの貧困対策】

子どもの貧困対策については、平成 28 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの将来が貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、取組を進めました。平成 28 年度には「三重県子どもの貧困対策推進会議」を立ち上げ、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体の顔の見える関係づくりに取り組むなどした結果、計画の5つの支援の柱の一つである教育の支援について、学習支援を利用できる市町が増加しました。また、平成 29 年度に実施した子ども食堂実態調査の結果をふまえ、ハンドブックの作成や開設講座を開催し、運営等のノウハウを提供することで、多くの団体が活動に参画できるよう取り組むとともに、関係団体でつくる「三重子ども食堂ネットワーク」の設立を支援しました。今後は、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」の改定を踏まえた計画の改定を行い、生まれ育った家庭状況に関わりなく、子どもたちが夢や希望を持って成長できるよう取り組んでいく必要があります。

【児童虐待の防止】

児童虐待防止については、児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの運用による対応を行うとともに、平成 30 年 8 月に市長会、町村会、警察本部、県の4者で「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結するなど、関係機関との連携・協力体制の強化に努めました。また、児童相談センター、児童相談所の職員の増員や、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるよう、鈴鹿市の協力

も得て県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置しました。さらに、児童虐待対応へのAI技術導入の実証実験やアドボケイトの試験導入などに取り組んでいきます。児童虐待防止関連法の改正を踏まえ、「子どもを虐待から守る条例」を改正するとともに、今後も、アセスメントツールの検証、見直しを重ね、人材育成や一時保護対応のレベルアップにつなげるとともに、子どもの権利に主眼を置いた取組に努めることにより、児童虐待対応のより一層の充実・強化を図る必要があります。

【社会的養護の推進】

社会的養護の推進については、平成27年3月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、令和11年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていく目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできた結果、里親・ファミリーホーム、グループホームでケアを受けている要保護児童の割合が増加するとともに、里親の登録者数も増加しました。今後は、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの最善の利益を実現するため、子どもの権利擁護、里親委託の推進、施設の小規模化かつ地域分散化、児童養護施設退所者の自立支援の推進等に取り組むことが必要です。

※1 結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査（三重県、平成29年度）

（2）若者／結婚

結婚の希望をかなえるために、若者の安定した経済基盤の確保や出逢いの支援などに取り組みました。

【若者の雇用対策】

若者の安定した経済基盤の確立に向け、就労をワンストップで支援する「おしごと広場みえ」において、県内企業の情報発信や就職説明会等を行いました。また、U・Iターン就職の促進に向け、就職支援協定を締結した県外大学と連携して学生向けに情報発信等を進めました。一方で、「おしごと広場みえ」の新規登録者数や、県内の中小企業を対象とした就職説明会への参加者数は減少しています。企業からは人材確保が困難、人材確保のためのノウハウを学ぶ機会がないといった意見があり、それらへの対応が課題です。

【出逢いの支援】

出逢いの支援については、平成26年12月にオープンした「みえ出逢いサポートセンター」において出逢いの場の情報提供等を行うとともに、社会全体で結婚を応援する機運を醸成するため、夫婦・恋人の絆を深める取組として「思いやりアクション」に取り組みました。また、市町に対して結婚支援担当者会議を開催し、結婚に関するデータや他市町の取組の情報共有をするなど、連携した取組を進めました。一方で、県の実施した調査^{*1}では、結婚していない理由として「出逢いがない」と回答した方は依然として多く、結婚を希望する方等に対して、ニーズに応じた支援が県内各地域で展開されるよう取り組んでいく必要があります。

(3) 妊娠・出産

不妊に悩む家族への支援や周産期の医療体制の充実、妊産婦や育児中の親の孤立へのケアなど、妊娠・出産期の方への支援を進めました。

【不妊に悩む家族への支援】

不妊に悩む家族への支援について、特定不妊治療費助成に加えて県独自の不妊治療費助成などの取組により、県単事業を実施する市町数が増加しました。また、不妊専門相談センターにおいて電話相談等を実施しました。県独自の助成については、全ての市町で受けられるわけではないため、引き続き実施市町の拡大に向けて働きかけていく必要があります。また、専門相談においては、体外受精等、治療に関する相談だけでなく、不妊治療を行うことへの迷いや、夫や周囲との人間関係に関する相談など多岐にわたっています。不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを進めることが必要です。

【切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実】

妊産婦・乳幼児ケアの充実について、母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援等の取組により、全ての市町で総合的な相談窓口が設置されました。また、産後うつや新生児への虐待防止等を図る観点から平成29年度より産婦健康診査が始まりました。県内全域で産後早期の支援が強化されるよう「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）の取組を加速させ、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める必要があります。また、母子保健法の改正により法定化された「子育て世代包括支援センター」の設置を進め、妊娠期から子育て期まで切れ目なく「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、相談支援の充実に取り組む必要があります。

【周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援】

周産期医療体制の充実について、必要な産科・産婦人科、小児科医等を確保するため、より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師確保に取り組みました。しかし、依然としてこれらの医師は不足している状況にあり、周産期医療体制の充実を図る必要があります。助産師についても、助産師修学資金貸与制度や助産師出向システムの運用等、助産師の確保対策に取り組みましたが、就業助産師数は全国平均を下回っています。

限られた医療資源を有効に生かしながら、安全で安心して妊娠、出産ができる環境整備を進めるため、平成30年度から県内5つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業を実施し、周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、医療技術の進歩により医療的ケアが必要な小児が増加するなか、保健・医療・福祉・教育等の多職種が連携した小児在宅医療提供体制の構築を進めてきました。平成29年度には多職種が連携した在宅医療支援ネットワークが新たに設立され、県内全域をカバーす

る体制が構築されました。今後も医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できるよう、人材育成やレスパイト体制の構築などに取り組んでいく必要があります。

(4) 子育て

子育て家庭を支える取組として、保育・放課後児童対策などによる家庭の支援や男性の育児参画の推進や、発達支援が必要な子どもへの対応などを行いました。

【保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】

平成 27 年度から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、認定こども園や保育所の施設整備、運営費の補助、加配保育士に対する補助などを実施した結果、3年間で保育所等の定員を約 1,100 人分増やすことができました。一方で、保育士の確保が難しい状況の中、保育士の配置基準が他年齢児よりも高い 0 歳～2 歳児の利用申し込みの増加に対応できず、施設の定員と実際に受け入れできる児童数に乖離がある保育所等があるほか、利便性の高い地区の保育所等に利用希望が集中するなどにより待機児童の解消に至っていません。平成 30 年度に実施した潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を分析したところ、多くの方が 7 年未満で保育士を辞めており、その理由の大半を賃金や休暇、残業などの労働条件の不满が占めていました。また、再就職に求める条件としては、「就業時間が自分の条件に合う」という回答が最も多く、働きやすい職場環境の整備を進めることが保育士の就労促進、離職防止につながることがわかりました。今後は、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、さらに保育ニーズが増加することが想定されるため、保育所等の施設整備はもとより、保育士の負担軽減や労働環境の整備に注力することで、保育士の確保、待機児童の解消を図る必要があります。

【男性の育児参画の推進、企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援】

地域の子育て応援については、乳幼児から小学生の子を持つ親同士の交流の機会の提供などの親の学びを応援する取組や野外体験保育を推進するうえで核となる人材の養成、「みえの育児男子プロジェクト」として新たに「イクボス伝道師」を養成し、企業等におけるイクボス推進取組の一層の拡大を図るなどの取組を推進しました。また、企業と連携し、三重の未来を担う子どもたちや子育て家庭を応援する事業に役立てるための財源の確保に努めたほか、民間事業者が開発した移動式の授乳室を都道府県で初めて設置するなど、子育てしやすい環境整備に努めました。また、平成 28 年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、多くの市町・団体が家庭教育を支援する取組を進めており、今後も「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、家庭の自主性を尊重しながら、市町やさまざまな主体等と連携し、家庭や地域の実態に応じた取組を進める必要があります。

【発達支援が必要な子どもへの対応】

発達支援が必要な子どもへの対応では、「三重県立子ども心身発達医療センター」および「三重県立かがやき特別支援学校」において、隣接する国立病院機構三重病院とも連携し、専門性の高い医療、福祉サービスの充実に取り組んだほか、発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLMと個別指導計画」の保育所、幼稚園等へ

の導入を促進しています。引き続き、同センターにおける市町職員の受け入れによる専門的な人材の育成や、県民の発達障がい等に関する知識の向上に向けた取組を行っていく必要があります。

(5) 働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるためには、仕事と家庭の両立への不安や、両立のための制度を利用しづらい雰囲気解消する取組が必要であり、子育て期女性の就労に関する支援やワーク・ライフ・バランスの推進、マタニティハラスメント・パタニティハラスメントのない職場づくりなどの取組を進めました。

【子育て期女性の就労に関する支援】

働きたいと考えている女性等を対象とした就労相談やキャリアアップセミナーを実施するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業を対象としたセミナーの開催、再就職したい女性と女性獲得に熱心な企業とのマッチング等に取り組みました。また、高等教育機関の学生を対象にしたセミナーを実施し、子育てや介護等のライフイベントにおいても、希望に応じて働き続けられるよう、就労継続に関する意識啓発に取り組みました。今後も、女性の就労に向けた課題等を把握し、再就職支援などを希望する女性のニーズに合わせた取組が必要です。

女性活躍の推進について、平成 27 年度より「みえの輝く女子プロジェクト」として「トップおよび男性の意識改革」「働く女性のモチベーション向上」「女性が活躍できる職場環境づくり」の3本柱に沿ったさまざまな支援を展開してきた結果、多くの団体が趣旨に賛同し、また女性活躍推進法にかかる一般事業主行動計画の県内の策定届出数（従業員 300 人以下の団体）は 308 件（H31 年 3 月 31 日現在）となり全国 3 位を誇るなど、女性活躍推進の気運醸成については一定の成果を得ることができました。しかし、県内の中小企業における女性管理職比率はここ数年 10%前後と横ばいで、働く場において真に女性が活躍しているとはまだまだ言えない状況であり、登用する側の経営者や管理職層および働く女性自身の双方の意識改革が課題となっています。

【企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援】

また、働き方改革を進める企業の登録・表彰の実施による優れた取組事例の共有のほか、働き方改革に意欲的な中小企業にアドバイザーを派遣して生産性の向上や労働環境の課題解決を図るなど、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めました。加えて、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりのため、平成 28 年度に人事労務担当者向けの事例マニュアルおよび労働者向けのリーフレットを作成し、企業等へ継続して配布・説明を行い、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女がともに子育てをしながら仕事を継続できる職場づくりを支援しました。今後は、法改正により企業等におけるマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止対策が強化されたことを踏まえ、引き続き企業等に対する実効性の高い働きかけを進めるとともに、従業員等の結婚・子育て・介護等のライフイベントに対して、ワーク・ライフ・バランスがとれた働きやすい職場環境が、職場の規模にかかわらず実現するよう働きかけるなど、安心して子育てができる企業の取組を促進していく必要があります。

